

令和 6 年度事業報告書

独立行政法人 国際交流基金

目次

1. 法人の長によるメッセージ.....	1
2. 法人の目的、業務内容.....	4
(1) 法人の目的.....	4
(2) 業務内容.....	4
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	5
4. 中期目標.....	6
(1) 概要.....	6
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標.....	6
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等.....	8
6. 中期計画及び年度計画.....	10
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉.....	16
(1) ガバナンスの状況.....	16
(2) 役員等の状況.....	17
(3) 職員の状況.....	18
(4) 重要な施設等の整備等の状況.....	19
(5) 純資産の状況.....	19
(6) 財源の状況.....	20
(7) 社会及び環境への配慮等の状況.....	21
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉.....	23
8. 業務運営上の課題・リスク及び管理体制の強化.....	24
(1) リスク管理の概要.....	24
(2) リスク管理体制の強化.....	25
9. 業績の適正な評価の前提情報.....	26
10. 業務の成果と使用した資源との対比.....	29
(1) 自己評価.....	29
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況.....	30
11. 予算と決算との対比.....	31
12. 財務諸表.....	32
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報.....	35
(1) 各財務諸表の概要.....	35
(2) 財政状態及び運営状況について.....	36
14. 内部統制の運用に関する情報.....	37
(1) 内部統制の運用.....	37
(2) 監事監査・内部監査.....	37
(3) 入札・契約に関する事項.....	37

(4) 予算の適正な配分.....	37
15. 法人の基本情報.....	38
(1) 沿革.....	38
(2) 設立根拠法.....	38
(3) 主務大臣（主務省所管課等）.....	38
(4) 組織図（2025年3月31日現在）.....	39
(5) 事務所所在地（2025年3月31日現在）.....	40
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況.....	42
(7) 主要な財務データの経年比較.....	42
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画.....	43
16. 参考情報.....	46
(1) 要約した財務諸表の科目と説明.....	46
(2) その他公表資料等との関係の説明.....	48

将来見通しに関する注意事項

本報告書には将来の見通しに関する記述が含まれています。これらの記述は、本報告書作成時点の判断に基づくものであり、不確定要素を含んでいます。今後、さまざまな要因により、これらの見通しとは大きく異なる可能性があります。

1. 法人の長によるメッセージ

日本の友人をふやし、世界との絆をはぐくむ

独立行政法人国際交流基金（JF）

理事長 黒澤 信也

平素より国際交流基金（JF）の活動に関し、温かいご支援とご理解を賜り、心より御礼申し上げます。



2024 年は、訪日外国人数が過去最高の 3,687 万人を記録し、多くの旅行者が日本文化体験を通じてその魅力を感じ、これまで以上に興味を抱いていただいていることを嬉しく思います。一方、国際情勢が混沌としつつある中、国際間の安全保障を担保し、未然にコンフリクトを防止する意味において、文化交流や対話を通じた人的交流、そのネットワークづくりといったソフトパワーが果たす役割は、日本においてもより一層大きくなってきているものと感じます。そうした中、2025 年

は大阪・関西万博が開催されることとなっており、世界共通の課題解決に向けて新たなアイデアを共に提案し、共感を創っていく場を提供する意味において、日本が果たすべき役割の重要性が増してきているものと思慮します。

JF においては、2024 年から 10 年間にわたり、ASEAN を中心とするアジア諸国と、日本語教育や文化芸術、日本研究や国際対話の分野で、互いの価値を認め合う包括的な人的交流事業「次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ー」が始まりました。このプロジェクトは、「日本語パートナーズ派遣事業」と「双方向の知的・文化交流事業」を軸に、心と心のふれあいを通じて、多層的な人的ネットワークの強化や、対象地域と日本との将来にわたる強い信頼関係の構築を目指すものです。



日本語パートナーズ派遣事業

その初年度となった令和 6 年度、「日本語パートナーズ派遣事業」では、ASEAN の現地日本語教師の活動支援や現地の人々との交流・相互理解の促進・深化を目的として、計 12 か国・地域に 325 名を派遣し、アジアと日本の架け橋になる人材の育成を図りました。また、日本語パートナーズが派遣校において日本語教育支援活動を円滑に行うことができるよう、日本語パートナーズ受入実績の

ある中等教育機関の日本語教師（令和6年度はタイとインドネシアから66名）を対象に実施する2週間の訪日研修を実施するとともに、同パートナーズの受入校で日本語を学ぶ学生を主な対象に、日本語および日本文化・社会への理解を深める機会を提供する研修を実施し、大学生計78名を6週間、高校生26名を2週間招へいしました。



TASC 2024 —Take Actions for Social Change—
日 ASEAN ユース・フォーラム

「双方向の知的・文化交流事業」では、「TASC 2024 —Take Actions for Social Change— 日 ASEAN ユース・フォーラム」において、「2050 年に向けて、より良い世界を共に創る」というビジョンの実現に向け、ASEAN10 か国と日本の大学生計20名が共に3か月かけて、健康と福祉をテーマに、対話と協働を通じた課題解決のためのアクションプランを作成しました。

また、そのほかの地域においても、25 か国・26 か所に有する海外事務所などを通じて、令和6年度も「文化（文化芸術交流）」「言語（日本語教育）」「対話（日本研究・国際対話）」の3つの分野で、幅広い事業を世界中で展開しました。

「文化」の分野では、日・トルコ外交関係樹立100周年事業として、塩田千春氏（令和6年度国際交流基金賞受賞）の個展、「塩田千春：Between Worlds」展をイスタンブールで開催しました。50万人以上が来場するなどして現地主要メディアでも大きく取り上げられ、当初予定していた会期が現地要望により大幅に延長される等、周年に相応しいインパクトのある事業となりました。また、全世界を対象とした日本映画・映像の無料常時配信サイト「JFF Theater」を2024年8月より開始しました。2025年3月までに155か国・地域の約6万人の方々に日本映画の魅力をお届けすることができました。



「塩田千春：Between Worlds」展

Chiharu Shiota
Between Worlds, 2024
Installation: wool, suitcases
Istanbul Museum of Modern Art, Istanbul, Turkey
Photo by Kayhan Kaygusuz
© JASPAR, Tokyo, 2024 and the artist

「言語」の分野では、海外日本語教育機関への支援や、教師・専門家を対象とする研修、学習教材やeラーニングコースの開発・提供、日本語試験等を行いました。特に、公益財団法人日本国際教育支援協会と共催するJLPT（日本語能力試験、国内及び海外95か国・地域で実施）の年間応募者数は過去最高の約172万人を記録し、JFT-Basic（国際交流基金日本語基礎テスト、国内及び海外11か国で実施）にも約18万人の申し込みがありました。その一方で、双方の日本語試験において、実施から結果発表に至るプロセスにおける円滑な遂行が妨げられる事案が発生いたしました。かかる事態の再発を防ぐための諸対策を入念に検討・実施し、受験機会の確保等多くの善良な受験者への不利益等が生じないように配慮しつつ、試験の信頼性の維持・向上に引き続き努めるとともに、日本

語教育に期待される意義・役割を十分に認識し、その充実・発展にさらに尽力してまいります。



日・カリブ交流年柔道事業

「対話」の分野では、朝日新聞社と連携した「朝日地球会議 2024」において、日本と他国の文化人・知識人が対談するイベントを共催し、AI 技術の危険性や各国の視点から見た AI 開発の可能性など、今世界で注目を集める AI 技術の課題について議論を深めました。また、日・カリブ交流年 2024 記念事業の一環として、ジャマイカ、バルバドスにおいて、現地でも関心の高い障害者の社会参加・社会包摂について、柔道を題材に交流事業を行いました。日本と他国の専門家や市民が、共通の切り口から議論や交流を行うことで、相互理解は確実に深まっています。

また、日本各地で国際文化交流に携わる団体を表彰・支援する「国際交流基金地球市民賞」について、令和 6 年度は、創作ダンス、伝統楽器演奏、異文化交流を軸に活動する 3 つの団体に授与しました。いずれの団体においても、異なるバックグラウンドを持つ人々が、芸術活動など共通の事項を通じて交流しており、互いの違いを尊重しながら豊かに共生できる社会の実現と発展を少しでも後押ししたいという、私たちの切なる願いを反映しています。

2025 年は戦後 80 周年の節目の年になります。この間国際社会の中で、日本の平和が維持されてきたことに対する感謝の気持ちを胸に、これからも JF が掲げるミッション「日本の友人をふやし、世界との絆をはぐくむ」を深く心に刻みながら、内外での積極的な活動や交流を通じ、異文化との信頼を育み、未来志向で希望を共有できるパートナーづくりに向けて取り組んで参ります。皆様のご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的としています。{独立行政法人国際交流基金法（平成14年12月6日法律第137号）第3条}

(2) 業務内容

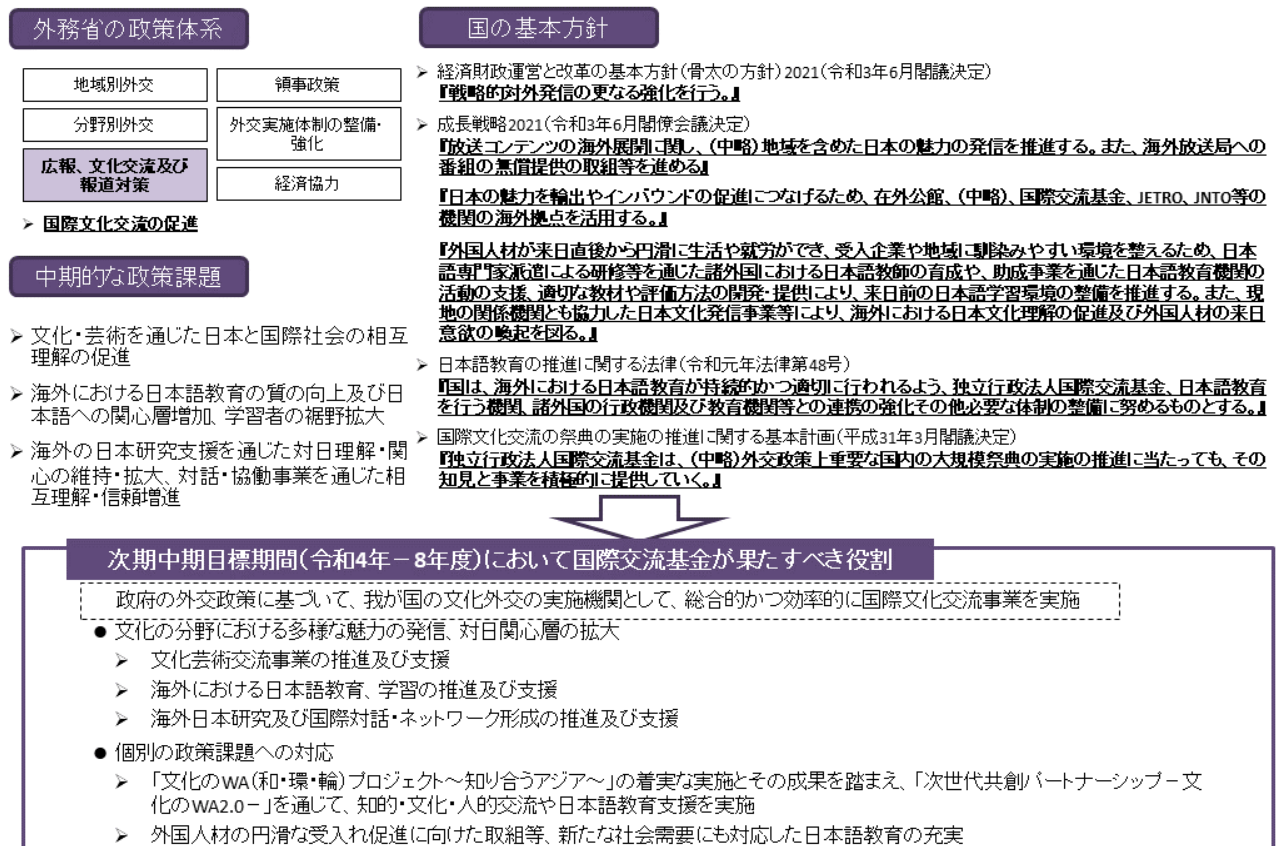
当法人は、独立行政法人国際交流基金法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- ア. 国際文化交流の目的をもって、適切な人物を派遣し及び招へいすること。
- イ. 海外における日本研究のための専門家の派遣及び招へい、会議等の実施、資料の頒布、並びに海外における日本研究に資する活動を行う国際交流基金以外の者に対する助成等の方法により、海外における日本研究を援助し及びあつせんすること。
- ウ. 日本語に関する教育専門家の派遣、日本語に関する教育専門家及び日本語学習者のための研修の実施（研修のための施設の設置運営を含む。）、会議等の実施、教授法の研究、教材の開発作成及び頒布、日本語の能力測定に係る試験の開発及び実施、並びに日本語の普及に資する活動を行う国際交流基金以外の者に対する助成等の方法により、日本語の普及を行うこと。
- エ. 国際文化交流を目的とする公演、展示、上映、講演、セミナー、会議等の催しを実施し（これらの催しの実施のための施設の設置運営を含む。）、これらの催しを実施する者及びこれらの催しに参加する者に対する助成等の方法により援助し及びあつせんし、並びにこれらの催しに参加すること。
- オ. 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料として、出版物、視聴覚資料及び電磁的記録媒体等を作成し、収集し、交換し及び頒布すること。
- カ. 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与（国際交流基金が寄附を受けた物品の贈与に限る。）を行うこと。
- キ. 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究を行うこと。
- ク. 前各号に掲げる業務に附帯する業務（ア、オ及びキに掲げる業務に関連して行う政府以外の者からの使途を指定された寄附金のみを財源とする援助を含む。）を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

外務省の政策体系においては、基本目標として地域別の外交政策と、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の一つとして広報・文化交流等に関する基本目標の下で国際文化交流の促進を行っています。当法人に係る政策体系図は以下のとおりです。

独立行政法人国際交流基金に係る政策体系図



4. 中期目標

(1) 概要

独立行政法人国際交流基金第5期中期目標（外務省令和4年3月2日、令和6年2月26日一部改正）は、令和4年度から令和8年度までの5年を期間とし、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、国際交流基金が達成すべき業務運営に関する目標を定めたものです。

当法人は特殊法人として1972年に発足して以来、世界各国で専門家や関係機関等との間に信頼関係を構築するとともに、蓄積された専門的知見を活用して、広く諸外国との国際文化交流の実施を担って参りました。国際社会における自国中心主義や内向き志向の強まりにより、国同士の交流や連携が停滞しかねない状況において、特に対話や協働といった手法による事業を通じた日本と世界のつながりの維持・発展が一層重要になっています。当法人は、長期的視野の下、日本の文化・芸術の海外への紹介や、海外における日本語教育及び日本研究の普及を進めるとともに、日本と各国・地域の知識層及び幅広い市民・青少年層の相互理解の促進と信頼醸成のための対話等を通じて、日本の対外発信の強化に貢献することが求められています。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

当法人は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名及び区分ごとの目標の概要は、以下のとおりです。詳細については、[外務省ウェブサイト](#)掲載の第5期中期目標をご覧ください。

区分名	目標の概要
(1) 文化芸術交流事業の推進及び支援	多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、また双方向型の事業を実施することにより、文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することが必要である。そのため、我が国の舞台芸術、美術、映画、文学等を海外に紹介する事業、国際共同制作や人物交流等を含む双方向型及び共同作業型の事業を実施又は支援する。

(2) 海外における日本語教育、学習の推進及び支援	海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要である。また、日本語教育の普及は、海外において日本語能力を有する有為な人材の持続的な輩出にも資する。そのため、日本語教育の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関、国内の関係機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地を作るために必要な取組を推進する。
(3) 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援	各国・地域の知識層及び市民・青少年層の対日理解の増進と対日関心の維持拡大を図り、深い相互理解と信頼関係に基づく日本との良好な関係構築を促進するために、その基盤となる海外における日本研究の振興を図るとともに、国際的重要課題等に関する日本と諸外国との協働作業が求められている状況を踏まえ、海外の幅広い層との国際対話・ネットワーク形成に資する人材育成・交流事業を実施する。
(4) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	日本国内外において国際文化交流活動の意義とその重要性に対する理解、支持を広げ、また民間セクターを始めとする関係者や担い手の活動の一層の充実に資するよう、ウェブサイト、SNS、図書館等を活用した情報提供や広報を強化するとともに、顕彰事業を実施する。更に、我が国を巡る国際環境の変化に留意しつつ、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。
(5) 海外事務所等の運営	海外事務所は、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築を進め、国際文化交流に関する情報を収集すること等を通じて、現地の事情及びニーズを把握する。事業実施に際しては、関係団体及び在外公館との協力及び連携に努め、海外事務所の施設を効果的かつ効率的に活用する。
(6) 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	特定の国際文化交流事業に対する寄附金を受け入れ、当該事業への助成金を交付することにより、寄附に係る制度周知や新規開拓に向けた広報、制度利用への積極的な働きかけを通じて、日本の一般市民や企業による国際文化交流事業への理解増進に努める。

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

独立行政法人国際交流基金（The Japan Foundation）は世界の全地域において、総合的に国際文化交流を実施する日本で唯一の専門機関です。

当法人は、基本理念（ミッション）として「日本の友人をふやし、世界との絆をはぐくむ」を掲げ、「文化」と「言語」と「対話」を通じて、日本と世界をつなぐ場を作り、人々の間に共感や信頼、好意を育むことで、諸外国との良好な関係作りと平和で豊かな国際社会の実現を目指しています。

私たちのロゴマーク（シンボルマーク）は「j」と「f」の小文字の組み合わせです。活字体ではなく筆記体とすることで、柔軟で親しみのある文化の送り手としての姿勢を示します。また、蝶のようなフォルムの中心は日本です。中心から出て再び中心へと戻ってくる柔らかなフォルムは、日本の文化・芸術・ことば・思想を世界のすみずみまで届け、また世界の多様な文化・芸術・ことば・思想を日本へ伝えたいという循環性を表現しています。



私たちはこのような基本理念の下、[独立行政法人国際交流基金第5期中期計画](#)において、以下の4点を活動の重点領域としています。

（1）諸外国と日本の交流の担い手となる人材の育成

各国・地域の対日認識形成の中核となる有識者、芸術家、研究者、日本語教師等に対して日本のカウンターパートとの対話・協働や日本での研修の機会を提供するとともに、諸外国との交流の担い手となる日本国内の次世代人材の育成を支援します。



日本研究フェロー・カンファレンス



海外日本語教師研修

（２）幅広い層における対日関心・対日理解の促進

各国・地域との良好で安定的な関係構築のためには有識者に加え、市民・青少年層まで幅広い層における対日関心と対日理解の促進が重要であることに鑑み、事業や対象の特徴に応じて、デジタル技術も効果的に活用しながら、各種事業を実施します。



日本語パートナーズ派遣事業



中国「ふれあいの場」日中大学生交流事業

（３）多様な日本文化の魅力の発信

伝統から現代まで、さらに舞台、美術、映画に加えて、スポーツ、食・日本酒、地方文化等様々な角度から文化を紹介する事業を実施して、日本文化の多様性に留意し、その魅力を世界各地で発信します。



Echoes Across Cultures: Akatsuki Live in Hue
(ベトナム)



海外巡回展「妖怪大行進：日本の異形のものたち」ラホール展
(パキスタン)

（４）国際文化交流を通じた我が国の多文化共生社会実現、地域活性化への貢献

日本国内での在留外国人の増加等に伴い、異なる文化背景を持った人々との交流や協力が国内課題としても重要性を持ちつつあることを踏まえ、国際文化交流事業の実施を通じ、我が国の多文化共生社会実現、地域活性化にも貢献を果たします。



国際交流基金地球市民賞



石橋財団・国際交流基金キュレーター等交流事業
(市原湖畔美術館「かみがつくる宇宙—ミクロとマクロの往還」展)

6. 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するための中期計画と、当該計画に基づく年度計画を作成しています。独立行政法人国際交流基金第5期中期計画（令和4年3月28日外務大臣認可）と令和6年度計画との関係は以下のとおりです。なお、令和6年度補正予算（第1号）にて実施する事業の追記のため、令和7年3月に両計画を改正・変更しています。詳細については、当法人の[ウェブサイト](#)をご覧ください。

注：青色の項目はセグメント区分を表しています。

第5期中期計画	令和6年度計画と主な指標
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 文化芸術交流事業の推進及び支援	
● 公演等の実施又は支援 ● 展覧会の実施又は支援 ● 日本映画上映会の実施及び支援 ● 放送コンテンツ海外展開事業の実施 ● 日本関連図書の海外紹介の実施又は支援	● 公演等の実施又は支援 ● 展覧会の実施又は支援 ● 日本文学・図書の海外紹介の実施又は支援 ● 人物交流、情報提供等の実施又は支援 ● 日本映画上映会の実施及び支援 ● 放送コンテンツ海外展開事業の実施 ● 次世代共創パートナーシップ ー文化のWA2.0ー 【主な指標】 ◆ 公演来場者数 1公演あたり平均500人以上 ◆ 映画上映会視聴者数 1プロジェクトあたり平均1,800人以上 ◆ 日本語パートナーズ受け入れ校の教師や生徒等が参加する文化芸術事業実施件数 令和8年度末までに70件以上 ◆ 次世代共創パートナーシップー文化のWA2.0ーを通じ、政府・主要文化機関等において日本との交流事業を実施できる 日本文化・芸術に精通した専門家の育成 令和8年度末までに60人以上

(2) 海外における日本語教育、学習の推進及び支援	
ア. 海外の日本語教育環境の整備	
● 日本語専門家の海外派遣 ● 日本語教師を対象にした研修の実施 ● 日本語教育機関の活動 及びネットワーク形成に対する支援 ● 日本語教育・学習の奨励 ● EPA に基づく訪日前日本語研修の実施 ● 「文化の WA (和・環・輪) プロジェクト～知り合うアジア～」及び「次世代共創パートナーシップ～文化の WA2.0～」による日本語パートナーズ派遣事業の実施	● 日本語専門家の海外派遣 ● 日本語教師を対象にした研修の実施 ● 日本語教育機関の活動 及びネットワーク形成に対する支援 ● 日本語教育・学習の奨励 ● EPA に基づく訪日前日本語研修の実施 ● 「次世代共創パートナーシップ～文化の WA2.0～」による日本語パートナーズ派遣事業の実施 【主な指標】 ◆ JF 海外事務所の主催事業年間実施件数 259 件以上 ◆ 日本語教師研修会への年間参加者数 13,866 人以上
イ. 日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン学習プラットフォームの提供	
● 日本語教授法に関する情報発信と素材の提供 ● 日本語能力評価のための試験の実施 ● オンライン日本語学習プラットフォームの運営 ● 海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供	※各項目は中期計画に同じ 【主な指標】 ◆ 日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトの年間アクセス数 42,833,622 件以上 ◆ 日本語教材「まるごと」販売部数 中期目標期間中 360,640 部以上 ◆ e ラーニングの受講者数 中期目標期間中 450,000 人以上

(3) 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援

ア. 海外の日本研究の推進及び支援

- 研究者支援
- 機関支援
- ネットワーク支援

- 研究者支援
- 機関支援
- ネットワーク支援
- 次世代共創パートナーシップ
ー文化の WA2.0ー

【主な指標】

- ◆ 日本研究フェローシップ終了後 3 年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（論文引用実績及びメディア発信含む）
1 人あたり平均 3 件以上
- ◆ 次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ーを通じ、大学・シンクタンク等における日本研究者及び対日理解を有する各分野の専門家の育成
令和 8 年度末までに 75 人以上（「イ. 国際対話・ネットワーク形成の推進」にも該当）
- ◆ 次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ーを通じ、大学・シンクタンク等において育成した日本研究者及び対日理解を有する各分野の専門家による政府及び知的コミュニティへの発信・提言
令和 8 年度末までに 150 件以上（「イ. 国際対話・ネットワーク形成の推進」にも該当）

イ. 国際対話・ネットワーク形成の推進	
● 国際対話・ネットワーク形成の推進	● 日米親善交流基金事業 ● 日中 21 世紀基金事業 ● 国際対話・ネットワーク形成推進事業 ● 次世代共創パートナーシップ ー文化の WA2.0ー 【主な指標】 ◆ JOI プログラムの年間裨益者数 46,082 人以上 ◆ 次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ーを通じ、大学・シンクタンク等 における日本研究者及び対日理解を有する 各分野の専門家の育成 令和 8 年度末までに 75 人以上（「ア. 海 外の日本研究の推進及び支援」にも該当） ◆ 次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ーを通じ、大学・シンクタンク等 において育成した日本研究者及び対日理解 を有する各分野の専門家による政府及び 知的コミュニティへの発信・提言 令和 8 年度末までに 150 件以上（「ア. 海 外の日本研究の推進及び支援」にも該当） ◆ 次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ーとして実施する中高教員交流プ ログラム参加校において、日本関連の授 業・講座等を継続的に実施している学校 数 令和 8 年度末までに新たに 120 校以上
（４）国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	
● 国際文化交流に関する情報提供事業の実施 ● 顕彰事業の実施 ● 国際文化交流に関する調査・研究の実施	※各項目は中期計画に同じ 【主な指標】 ◆ 本部 SNS での発信数（投稿数） 中期目標期間中 4,600 件以上 ◆ プレスリリースの発出数 中期目標期間中 225 件以上

(5) 海外事務所等の運営	
● 海外事務所等の運営	※項目は中期計画に同じ 【主な指標】 ◆ 海外事務所 SNS 利用者数増加率 中期目標期間終了時点で対令和 2 年度末比 150%以上
(6) 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	
※以下 2～9 については、中期計画と年度計画は同じ項目立てです。	
2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 組織マネジメントの強化	【主な指標】 ◆ 人材育成のために実施する研修への参加者数（年間） 670 人以上
(2) 業務運営の効率化、適正化	
ア 経費の効率化	【主な指標】 ◆ 一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率 1.35%以上
イ 人件費管理の適正化	
ウ 調達方法の合理化・適正化	
(3) 業務の電子化	
3 財務内容の改善に関する事項	
(1) 財務運営の適正化	
(2) 安全性を最優先した資金運用	
(3) 保有資産の必要性の見直し	
4 予算、収支計画及び資金計画	
(1) 予算	
(2) 収支計画	
(3) 資金計画	
5 短期借入金の限度額	
6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
7 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
8 剰余金の使途	

9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
(1) 人事に関する計画
(2) 施設・設備の整備・運営
(3) 独立行政法人国際交流基金法第 14 条第 1 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する事項
(4) その他独立行政法人通則法第 29 条に規定する中期目標を達成するために必要な事項
ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施
イ 内部統制の充実・強化
ウ 安全管理
エ デジタル化の推進
(ア) ICT を活用した事業の展開
(イ) 情報セキュリティ対策

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

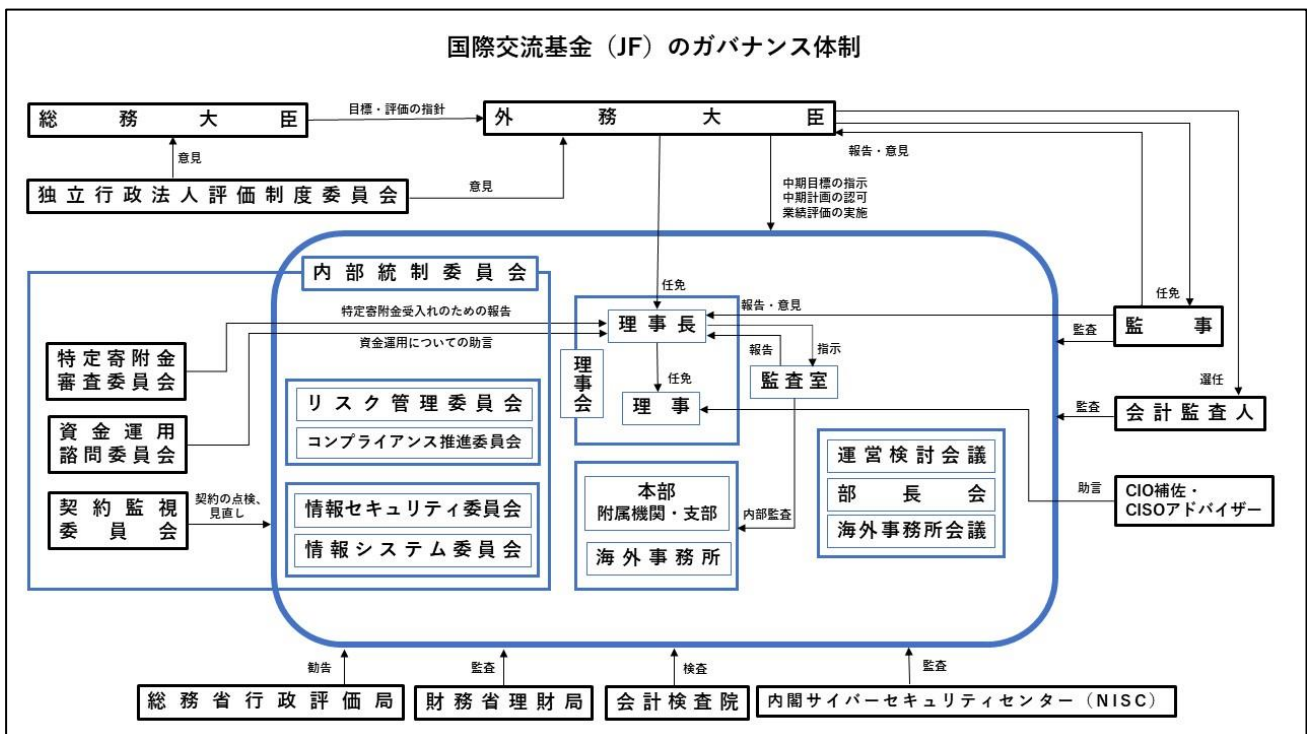
ア. 主務大臣

「独立行政法人国際交流基金法第19条」において、国際交流基金の主務大臣は外務大臣と定められています。

イ. ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は以下のとおりです。2014年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、2015年に「独立行政法人国際交流基金内部統制に関する規程」を策定し、当法人の役職員の職務執行が独立行政法人通則法等の関係法令に適合するための体制、その他業務の適正を確保するためのシステム（内部統制システム）を整備し、当法人の業務を効率的かつ効果的に遂行していくことを明確化しました。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内部統制委員会、契約監視委員会などの委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しています。

内部統制システムの詳細としては、「独立行政法人国際交流基金業務方法書」の第5章に、体制の整備と見直し、指針の設定、内部統制の推進やリスク評価と対応に係る規程をはじめとする各種規程・手順等の整備、監査の実施、適正な予算配分等を定めています。



(2) 役員等の状況

ア. 役員の状況 (2025年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	黒澤 信也	自 令和6年 4月1日 至 令和9年 3月31日	業務総理	昭和59年株式会社日本交通公社 (現株式会社JTB) 入社 株式会社ジェイティービー取締役 グローバル事業本部長 JTB Pte Ltd (JTB Asia Pacific Headquarters) 取締役社長兼株式 会社ジェイティービー取締役 株式会社JTB グローバルマーケテ ィング&トラベル代表取締役社長 執行役員
理事 (常勤)	古屋 昌人	自 令和5年 10月1日 至 令和9年 9月30日	理事長業務 補佐 (理事長に 事故がある ときは理事 長職務を代 理)	昭和62年国際交流基金採用 国際交流基金カイロ日本文化セン ター所長 国際交流基金経理部長 国際交流基金アジアセンター部長 国際交流基金企画部長
理事 (常勤)	下山 雅也	自 令和6年 7月1日 至 令和8年 3月31日	理事長 業務補佐	昭和63年国際交流基金採用 国際交流基金経理部長 国際交流基金アジアセンター部長 国際交流基金日本語第2事業部長 国際交流基金ニューヨーク日本文 化センター所長
理事 (常勤)	佐藤 百合	自 令和3年 10月1日 至 令和7年 9月30日	理事長 業務補佐	昭和56年アジア経済研究所入所 日本貿易振興機構アジア経済研究 所地域研究センター長 日本貿易振興機構理事兼日本貿易 振興機構アジア経済研究所理事 日本貿易振興機構アジア経済研究 所地域研究センター上席主任研究 員

監事 (非常勤)	安藤 敏毅	自 令和4年 7月1日 至 *注	業務監査	平成元年国際交流基金採用 国際交流基金日本語教育支援部長 国際交流基金日本語事業部長 国際交流基金ベトナム日本文化交 流センター所長
監事 (非常勤)	井澤 めぐみ	自 令和4年 7月1日 至 *注	業務監査	平成元年青山監査法人（現 PwC Japan 有限責任監査法人）入所 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社 SBI 新生銀行）ニューヨ ーク支店 ASG 監査法人（現 太陽有限責任 監査法人） 内閣官房国家戦略室 出向 太陽有限責任監査法人東京事務所 監査部門シニアマネージャー

*注：第5期中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表の承認日までです。

イ. 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は、PwC Japan 有限責任監査法人であり、当該監査人及び当該監査人と同一のネットワークに属する者に対する当該事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、9百万円です。

（3）職員の状況

当法人の常勤職員は令和6年度末現在278人（前期末比6人増、2.2%増）であり、平均年齢は41.12歳（前期末41.28歳）となっています。このうち、国等からの出向者は6人、2025年3月31日退職者は6人です。

当法人では従来から、職員が性別を問わず働きやすく、長く活躍できる職場環境の整備や、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めています。令和6年度は、在宅勤務制度を継続するとともに、令和5年度から新たに導入した海外事務所に派遣する職員を対象とした「派遣職員子女保育補助」制度を引き続き運用しました。なお、この関連で特に重視する観点として、管理職に占める女性の割合は33.3%（令和6年度期初実績。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画」で掲げる目標は22.5%以上）でした（その他詳細については当法人の[ウェブサイト](#)をご参照ください）。

また、職員採用・人材育成に関しては、職員のマネジメント能力の強化や専門性の向上等を目的としてさまざまな研修機会を提供するとともに、2025年3月には新たな社会課題の解決への貢献をも見据えた中長期的な人材確保・育成方針を策定しました。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

ア. 当事業年度に完成した主要な施設等

- ・ 日本語国際センターロビー雨漏り工事
- ・ 関西国際センター建物内装外装改修工事

イ. 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

- ・ ニューヨーク日本文化センター新事務所内装工事

ウ. 当事業年度に処分した主要な施設等

無し

(5) 純資産の状況

ア. 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	77,654	-	-	77,654
資本金合計	77,654	-	-	77,654

*単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

イ. 目的積立金等の状況

令和6年度は、目的積立金の申請を行っていません。

繰越積立金の取崩状況については、外国為替差損等の財源に充当するために、前中期目標期間繰越積立金(375百万円)を取り崩しています。

（６）財源の状況

ア．財源（収入）の内訳（運営費交付金、補助金、運用収入等）

令和６年度の法人単位の収入決算額は24,717百万円であり、内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	金 額	構成比率（％）
運営費交付金	13,081	52.9
運用収入	839	3.4
寄附金収入	4,520	18.3
受託収入	60	0.2
その他収入	3,427	13.9
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	4	0.0
アジア文化交流強化基金取崩収入	2,591	10.5
施設整備費補助金収入	195	0.8
合計	24,717	100.0

*単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

イ．自己収入に関する説明

当法人は、資金の運用、寄附金等、受託事業の実施、海外における日本語能力試験の実施、日本語基礎テストの運営等により 8,847 百万円の自己収入を得ています。その内訳は、運用収入 839 百万円、寄附金収入 4,520 百万円、受託収入 60 百万円、日本語能力試験受験料収入 2,077 百万円、日本語基礎テスト受験料収入 899 百万円及びその他収入 452 百万円となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

ア. 持続可能な社会・環境の実現に資する国際文化交流事業の実施

当法人では、持続可能な社会・環境の実現に資するさまざまな事業を展開しています。令和6年度の主な取組は以下の通りです。詳細については、当法人の[ウェブサイト](#)をご覧ください。

(ア) 国際交流基金インド太平洋パートナーシップ・プログラム (JFIPP)

インド太平洋地域において、国際社会の共通の政策課題に取り組む次世代の研究者や実務者を支援し、新しい知的ネットワークを形成することを目的として、令和5年度より新設したフェローシッププログラムを拡充して継続しました。日本、米国、豪州、インドに加え、東南アジアや南アジア、太平洋諸島諸国からも広く研究者が参加し、気候変動や防災等、共通の重要な課題について共に考える貴重な機会となっています。この国際課題研究の成果は、参加者が共同で執筆した論文や、読者の多い紙誌への寄稿により、広く世間に共有・還元されています。



JFIPP ネットワーク・フェローシップ: ホノルル研修
(米国)

(イ) インターカルチュラル・シティ シンポジウム 2024 浜松

多文化共生政策の市民レベルの実践・認識の促進を目的としたシンポジウムを、アジア初のインターカルチュラル・シティ (ICC) 加盟都市である浜松市と共催しました。諸外国の有識者や日本国内の多文化共生推進団体を交えて実施した本事業は、これまでにない新たな連携機会の創出に繋がりました。多様な文化背景を持つ住民の相互交流や対話の促進、同じ地域社会の構成員として新たな文化を創造・発信し地域の活性化につなげることを盛り込んで採択された「浜松宣言」のとおり、日本国内において今後さらに多文化共生社会が推進されることが期待されます。



インターカルチュラル・シティ シンポジウム 2024 浜松
(写真提供: 浜松市)

イ、「環境物品等の調達推進を図るための方針」をはじめとする環境関連の取組

当法人では、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年策定のうえ、担当理事を本部長としたグリーン調達推進本部を設けることで、環境への負荷の少ない物品等を調達することや、コピー用紙の使用量の削減等に法人全体で取り組んでいます。

また、環境への配慮をより進めるべく「温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める計画」を策定し、「事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量の2030年度目標」を、平成25年度を基準として50%削減することと定めています。

- 環境物品等の調達目標例（一部のみ。詳細については、[「環境物品等の調達の推進を図るための方針（令和6年度4月）」](#)をご覧ください。）
- ・ 調達目標を100%とするもの
 - 1. 紙類 2. 文具類 3. オフィス家具等
- ・ 令和6年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うもので調達目標を100%とするもの
 - 4. 画像機器等 5. 電子計算機等 6. オフィス機器等 7. 移動電話等 他

（８）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

ア．海外事務所とその現地ネットワーク

当法人は、「９．業績の適正な評価の前提情報」の「在外事業」に記載のとおり、世界 25 か国に 26 の海外事務所を有しています。海外事務所は、その所在国に活動の軸足を置きつつ、事業分野によって「地域担当」として近隣国・地域に活動の範囲を広げています。また、文化機関、教育機関、政府関係機関といった海外事務所の多彩な機能を活かし、公的組織、文化団体、大学、有識者、民間企業、在外公館を含む日本からの出先機関等、多層なレベルでの現地ネットワークを構築しており、現場ニーズの吸い上げや情報の収集、プロジェクト遂行に際しての便宜や協働等、海外における円滑で効果的な事業運営にとって不可欠な基盤となっています。

この世界に広がる拠点とネットワークを最大限に活かした国際交流基金だからこそその取組の一例として、３年に１回程度の頻度で実施している海外日本語教育機関調査が挙げられます。海外事務所や在外公館、その他関係機関の協力を得て、世界各国の日本語学習者数、日本語教師数、日本語教育学習機関数等を網羅的に調べる本調査の結果は、日本語教育の現状を把握できる貴重な資料として、国内外の日本語教育関係者や研究機関等に役立てられています。2024 年度に実施した調査の結果は、2025 年度に公表する予定です。

このように世界中に張り巡らされた拠点とネットワークがあるからこそ、国際交流基金にしかできない事業が数多く展開されており、当法人の強みとしてその基盤を支えています。

イ．豊富な日本語教育専門人材

当法人の主要分野の一つである「海外における日本語教育、学習の推進及び支援」の効果的な実施のためには、日本語教育に関する知識や経験を有する専門人材の働きが欠かせません。令和 6 年度、日本語専門家は 38 か国 116 ポストに派遣され、各国の事情に即したカリキュラムの作成や現地教師向け研修、アドバイザー業務等の方策により、多くの国で日本語教育のレベルアップに寄与しました。また、日本国内においても、日本語教育専門員・研究員が約 80 名在籍し、海外の教師や学習者が参加する訪日研修での授業や指導、学習教材・e ラーニングコース・試験問題の開発等の業務に従事しており、豊富な専門人材が国内外における日本語教育の基盤を支えています。さらに、東南アジアの中等教育機関で日本語の授業のアシスタントや日本文化の紹介を行うために 2014 年から実施している日本語パートナーズ事業でも、必ずしも専門家ではないものの、現地での体験を生かして将来的に日本語教育や国際貢献のキャリアを積み重ねていく人材を輩出しており、同様に貴重な源泉となっています。

8. 業務運営上の課題・リスク及び管理体制の強化

(1) リスク管理の概要

当法人はリスクを業務実施の障害となる要因と定義し、当法人の目標の達成及び業務の適正確保を図ることを目的として、リスクの発生可能性の低減化又は顕在化した場合の損失・被害の最小化を図るために行う予防的措置としてのリスク管理を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価した上で、当該リスクに対する対応状況を確認しています。その上で、以下のア. ～オ. の類型に代表される当法人としての主要なリスクに関し、理事長を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」や関連の各種委員会において、必要な取組を審議・検討してその実行を確認することで、組織的な対応強化を図っています。

- ア. 国内外での自然災害や感染症の流行、事故等により、組織運営、業務継続が困難となる等の環境リスク
 - ・ 外部のリスクマネジメント専門企業の助言を得ての安全対策に係るマニュアルの整備及び安全対策研修の実施
 - ・ 業務継続計画の見直し及び関係訓練の実施
 - ・ 外務省危険情報レベルに応じた事業実施方針の策定・周知
- イ. コンプライアンス違反の発生等のリーガルリスク
 - ・ コンプライアンス推進委員会の開催
 - ・ コンプライアンス・ガイドの掲示
 - ・ 海外事務所向けコンプライアンス自己点検チェックリストの掲示
 - ・ 新人職員や海外赴任者対象のコンプライアンス研修・指導の実施
 - ・ 業務上の法務の実務課題に関し、顧問弁護士による専門的助言聴取
 - ・ 個人情報の保護に関する研修の実施やマニュアルの見直し
 - ・ 経理に関し、監査法人による監査により正確性・妥当性を確保
- ウ. 為替変動等が資金運用や予算執行に悪影響を及ぼす経理・財務リスク
 - ・ 資金運用諮問委員会を通じた専門的助言聴取
 - ・ 予算執行状況調査を通じた予算の詳細な執行状況の把握と適切な執行管理
- エ. 情報セキュリティに関わるインシデントが発生する等の ICT リスク
 - ・ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）との緊密な連携
 - ・ 情報セキュリティ対策推進計画に基づく対策の実施
 - ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に対応した情報セキュリティに係る規程及びマニュアルの整備
 - ・ 国内外の情報セキュリティと利便性をともに大幅に向上させる次世代 IT 環境の安定的運用
 - ・ 情報セキュリティに係る研修の実施

- オ. インターネットや SNS 上における炎上（風評被害等）をはじめとする広報・社会的評価リスク
- ・ SNS のモニタリングの実施
 - ・ 広報及び法務の専門家の助言を受けてのソーシャルメディアの利用に関するガイドラインの策定
 - ・ 広報に係る研修の実施

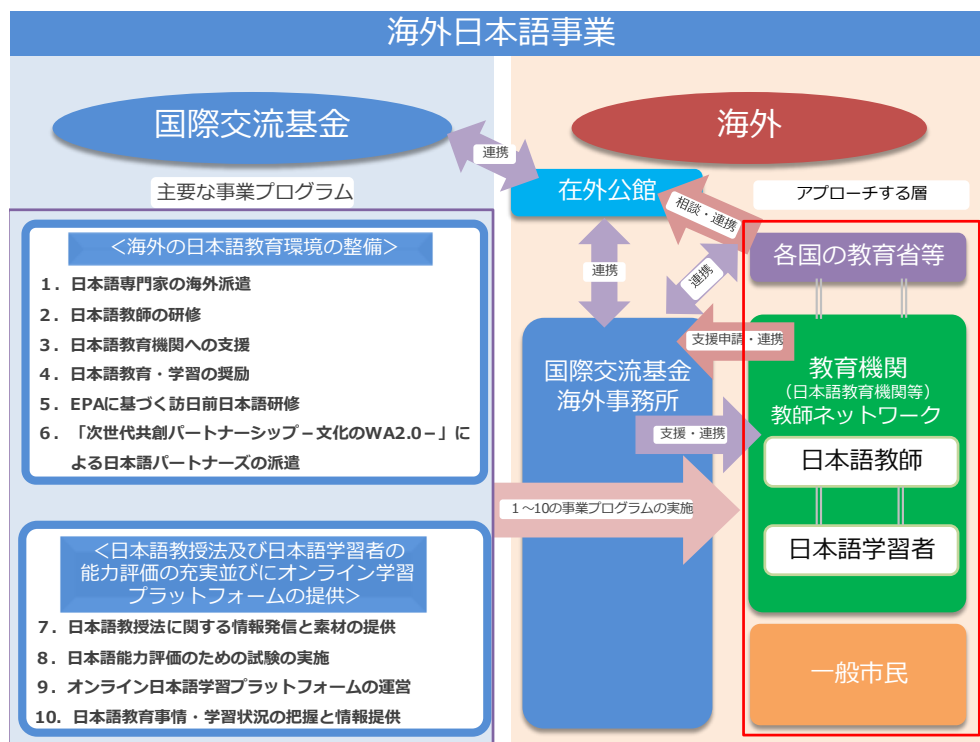
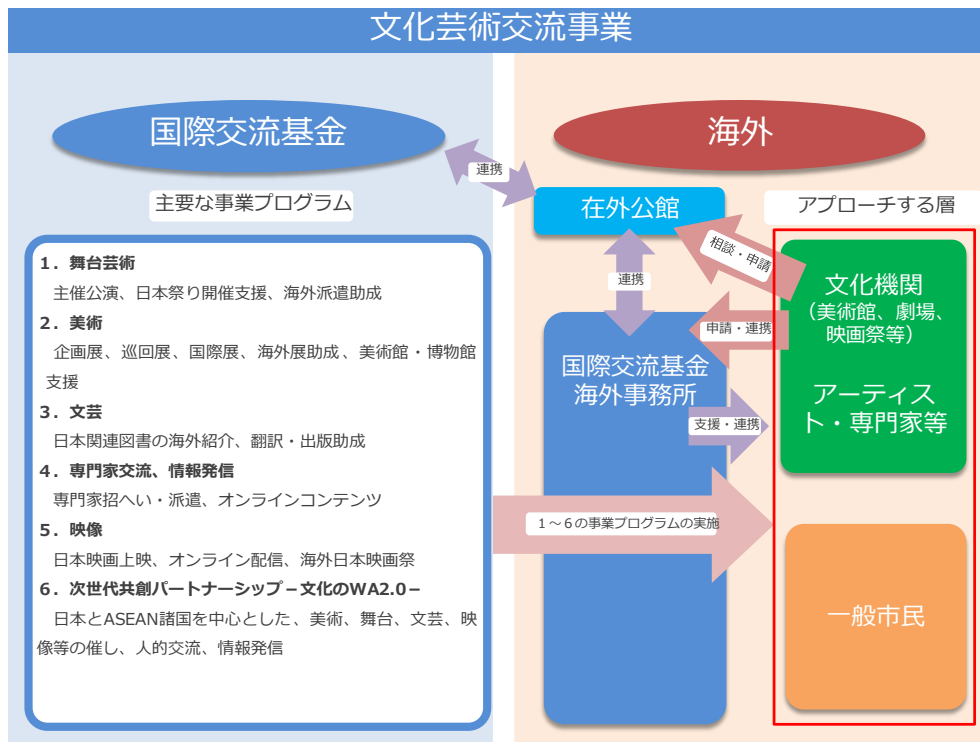
（２）リスク管理体制の強化

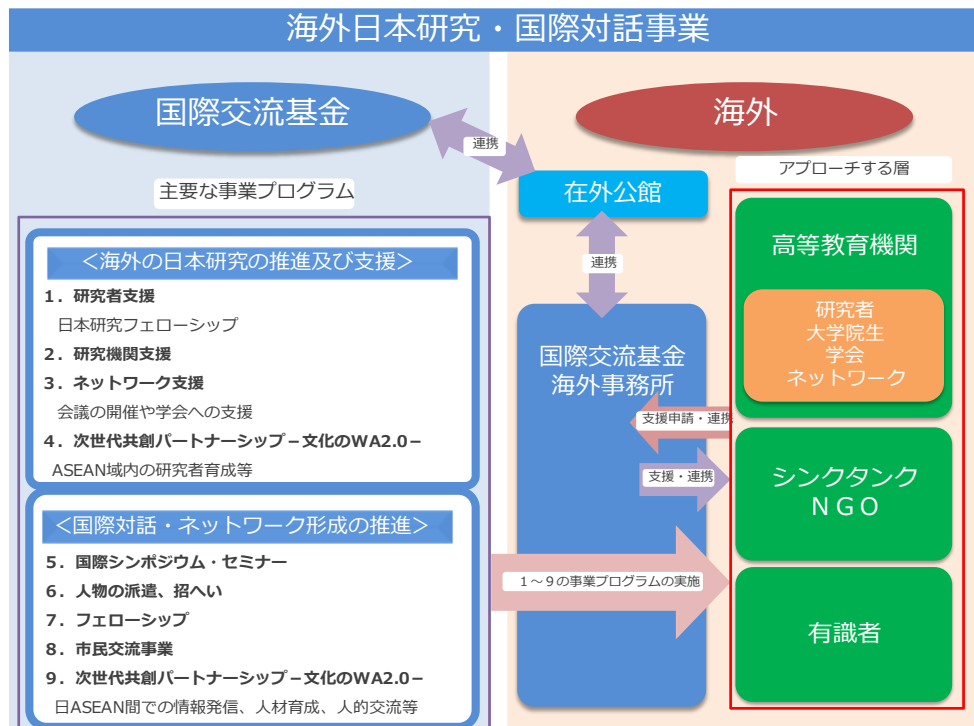
令和 6 年度は国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）及び日本語能力試験（JLPT）に関するリスク事案対応を契機に、事業実施に伴うリスクの管理についても、内部統制上の重要な事項として取り扱うとともに、リスク管理体制を強化しました。

具体例としては、従来は組織運営上のリスクを重視して点検していたリスク管理委員会において、事業部門の個別リスクについても、情報管理に十分留意しながらも、重大な事案を中心に議論を行うなどリスク評価と再発防止策を JF 全体で共有する仕組みを整えました。事業実施に際して生じるリスクには様々なものがある中で、個々のリスクを組織全体でもしっかりと把握するとともに、知見を蓄積し、予防や適切な対応に資するべく、リスク管理の体制を再構築しました。

9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる主な事業スキームを以下のとおりご紹介します。





在外事業

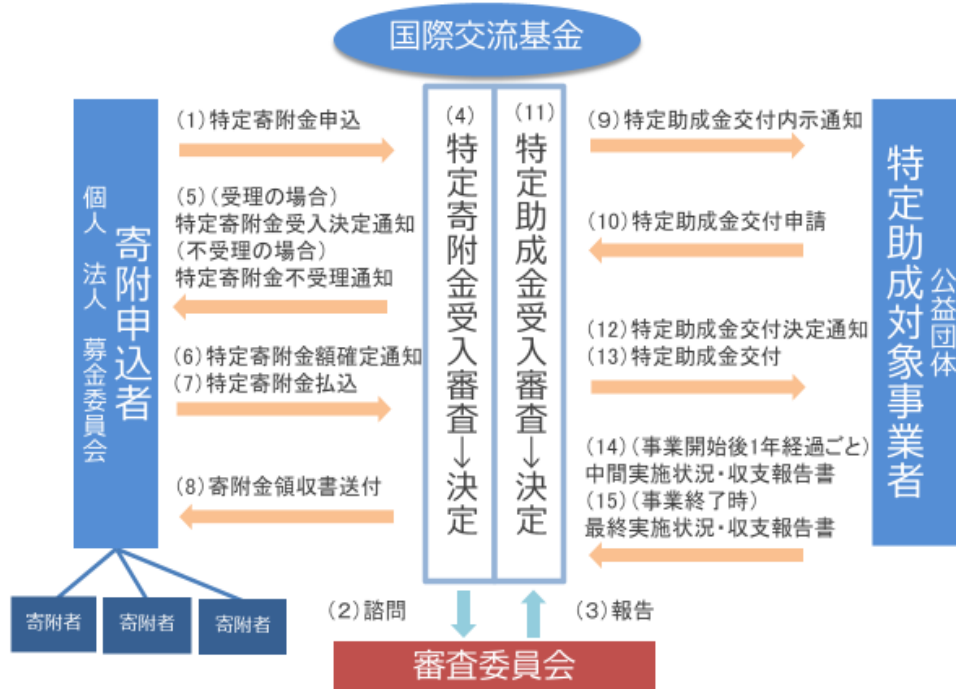
- 海外事務所等の効果的な活用
所在国（または周辺国）における関係者とのネットワーク構築、SNS等を通じた広報の展開、海外事務所の施設の活用等

国際交流基金の海外事務所（25か国、26か所）



* ビエンチャン及びプノンペンは連絡事務所。

文化交流施設等協力事業



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

令和6年度は第5期中期計画及び同年度計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に取り組み、本中期目標の達成に向けて適切な業務運営を行ってまいりました。各業務の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については以下のとおりです。また取組の詳細については、令和6年度業務実績等報告書をご覧ください。

<具体的な取組結果>

項目		自己評価	行政コスト
No. 1	文化芸術交流事業の推進及び支援	A	1,768 百万円
No. 2	海外における日本語教育、学習の推進及び支援	A	8,392 百万円
No. 3	海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援	B	2,393 百万円
No. 4	国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	A	714 百万円
No. 5	海外事務所等の運営	A	5,178 百万円
No. 6	特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	B	4,514 百万円
No. 7	組織マネジメントの強化	A	1,760 百万円
No. 8	業務運営の効率化、適正化	B	
No. 9	業務の電子化	A	
No. 10	財務内容の改善	B	
No. 11	外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	A	
No. 12	内部統制の充実・強化	B	
No. 13	安全管理	B	
No. 14	デジタル化の推進	A	

注：評価区分

S	法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
A	法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。
B	中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
---	--

（２）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
評価※	A	A			

※評価区分は10（１）と同じです。

11. 予算と決算との対比

要約した決算報告書

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入	20,793	24,717	
運営費交付金	13,081	13,081	
施設整備費補助金	-	195	注2
運用収入	804	839	
寄附金収入	403	4,520	注3
受託収入	59	60	
アジア文化交流強化基金取崩収入	3,415	2,591	
その他収入	3,030	3,427	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	4	
支出	21,181	24,122	
業務経費	19,190	22,095	
文化芸術交流事業費	2,245	1,788	注1
海外日本語事業費	9,100	8,107	注1
海外日本研究・国際対話事業費	2,152	2,144	
調査研究・情報提供等事業費	632	612	
在外事業費	4,682	4,930	
文化交流施設等協力事業費	379	4,514	注3
施設整備費	-	188	注2
一般管理費	1,991	1,839	
人件費	605	672	
物件費	1,137	1,166	
予備費	250	-	

※単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

※支出決算額のうち12,442百万円が運営費交付金によるものであり、運営費交付金収入決算額13,081百万円との差額は、前年度からの繰越（2,204百万円）と次年度への繰越（2,827百万円）との差額及び執行残額（不用額）（16百万円）によるものです。

注：令和6年度予算額と決算額の主な差異説明

注1 令和6年度補正予算が予算額に含まれていますが、一部を翌年度に繰り越した事等によるものです。

注2 令和5年度補正予算が予算額には含まれていませんが、決算額には含まれている事等によるものです。

注3 大口の寄附金収入があったことによるものです。

計数の詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表 (<https://www.jpfi.go.jp/j/about/admin/financial/index.html>)

ア. 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金・預金等	22,655	運営費交付金債務	2,827
その他	2,017	預り補助金等	4,835
固定資産		その他	1,771
有形固定資産	6,977	固定負債	
無形固定資産	583	退職給付引当金	2,473
投資その他の資産	92,789	その他	34,451
		負債合計	46,358
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	77,654
		資本剰余金	△ 6,979
		利益剰余金	7,972
		当期末処分利益	174
		評価・換算差額等	16
		純資産合計	78,664
資産合計	125,021	負債純資産合計	125,021

*単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

イ. 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	24,430
事業費用	22,313
一般管理費	1,702
財務費用	1
雑損	365
臨時損失	49
II その他行政コスト	292
減価償却相当額	283
減損損失相当額	-
利息費用相当額	0
除売却差額相当額	9
III 行政コスト	24,723

*単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

ウ. 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	24,381
業務費	
人件費	2,676
減価償却費	327
その他	19,310
一般管理費	
人件費	484
減価償却費	136
その他	1,082
財務費用	1
雑損	365
経常収益 (B)	24,178
運営費交付金収益	11,688
自己収入等	9,123
補助金等収益	2,611
その他	755
臨時損失 (C)	49
臨時利益 (D)	52
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	375
当期総利益 (B+D-A-C+E)	174

*単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

エ. 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金 (繰越欠損金)	評価・ 換算差額等	純資産合計
当期首残高	77,654	△ 6,879	8,173	24	78,972
当期変動額		△ 100	△200	△8	△308
その他行政コスト		△ 292			△ 292
当期総利益			174		174
その他		192	△ 375	△8	△ 191
当期末残高	77,654	△ 6,979	7,972	16	78,664

*単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

オ. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	△1,552
人件費支出	△ 3,343
運営費交付金収入	13,081
国庫補助金収入	-
自己収入等	9,098
その他支出	△ 20,388
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△28,154
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 17
IV 資金に係る換算差額(D)	△37
V 資金減少額(E=A+B+C+D)	△29,760
VI 資金期首残高(F)	47,719
VII 資金期末残高(G=F+E)	17,959

*単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

ア. 貸借対照表

令和6年度末の資産残高は1,250億円となっており、その大半は現金・預金や投資有価証券等の金融資産です。また、負債残高は464億円となっておりますが、その内容は、今後使用を予定している運営費交付金債務、預り補助金と令和6年度予算で費用計上済みの未払金、所定の計算方法に従って算出された資産見返負債、退職給付引当金等であり、いずれも令和7年度以降の事業実施等に充てるものとして負債に計上しているものです。

純資産の残高は787億円であり、その大半は政府出資金です。

イ. 行政コスト計算書

損益計算書上の費用244億円と、損益計算書には計上されないが行政サービスの実施に費やされたと認められるその他の行政コスト3億円で、行政コストは247億円と算出されます。

ウ. 損益計算書

経常費用は244億円、経常収益は242億円であり、当期総利益は2億円となっています。経常費用の主なものには、文化芸術交流事業費（18億円）、海外日本語事業費（82億円）、海外日本研究・国際対話事業費（21億円）、在外事業費（50億円）等の事業費があります。

エ. 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、787億円となっております。これは、資本剰余金の1億円の減少{固定資産の取得並びに出えん金の受入による増加（2億円）、固定資産の除売却、減価償却及び時の経過による資産除去債務の増加による減少（3億円）}及び利益剰余金の2億円の減少{当期純損失による減少（2億円）}により全体で、3億円減少したことによります。

オ. キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、事業による支出や人件費による支出が運営費交付金収入やその他の自己収入等の合計を上回り、15億円の資金減少となっています。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出及び償還による収入の差額や、有形・無形固定資産の取得による支出及び売却による収入の差額により282億円の資金減少となっています。財務活動によるキャッシュ・フローは、主にリース債務の返済によるものです。これらによって298億円の資金減少となり、期末残高は180億円となりました。

(各説明においては単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります)

（２）財政状態及び運営状況について

当法人の業務運営は概ね順調に進捗しており、上記のとおり現在の財政状態に大きな問題はありません。

運営費交付金を充当して行う業務については、業務達成基準に基づき、適切な予算配分と執行管理に努めています。

資金の運用については、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い運用を行なっています。運用に当たっては、当法人内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を実施し、法人財政の健全性確保に努めています。

14. 内部統制の運用に関する情報

当法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人国際交流基金法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、その主な項目と実施状況は以下のとおりです。

（１）内部統制の運用

役員（監事を除く。）及び職員の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和６年度は 2025 年 3 月に開催しました。

（業務方法書第 14 条、第 18 条）

（２）監事監査・内部監査

監事は、当法人の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果の報告書を理事長に通知し、改善を要する事項があると認めるときには報告書に意見を付すことができます。また、理事長は、当法人の業務運営の合理化、諸規定の実施状況等に関する事項について、職員に命じて内部監査を行わせ、その結果を踏まえた改善状況を理事長に報告することとなっています。令和６年度の業務に関する内部監査も適正に実施されました。（業務方法書第 23 条、第 24 条）

（３）入札・契約に関する事項

入札及び契約に関し、「契約監視委員会設置要領」に基づき、外部有識者により構成される「契約監視委員会」を設置しています。令和６年度においては、同委員会を 2024 年 8 月及び 2025 年 2 月に開催しました。

（４）予算の適正な配分

運営費交付金を原資とする予算が適正に配分されることを確保するための仕組みとして、2024 年 10 月、12 月及び 2025 年 2 月の運営検討会議においてそれぞれ報告を行いました。

（業務方法書第 27 条）

15. 法人の基本情報

（１）沿革

昭和 47（1972）年 10 月 国際交流基金（特殊法人）として設立

平成 15（2003）年 10 月 独立行政法人国際交流基金として設立

（２）設立根拠法

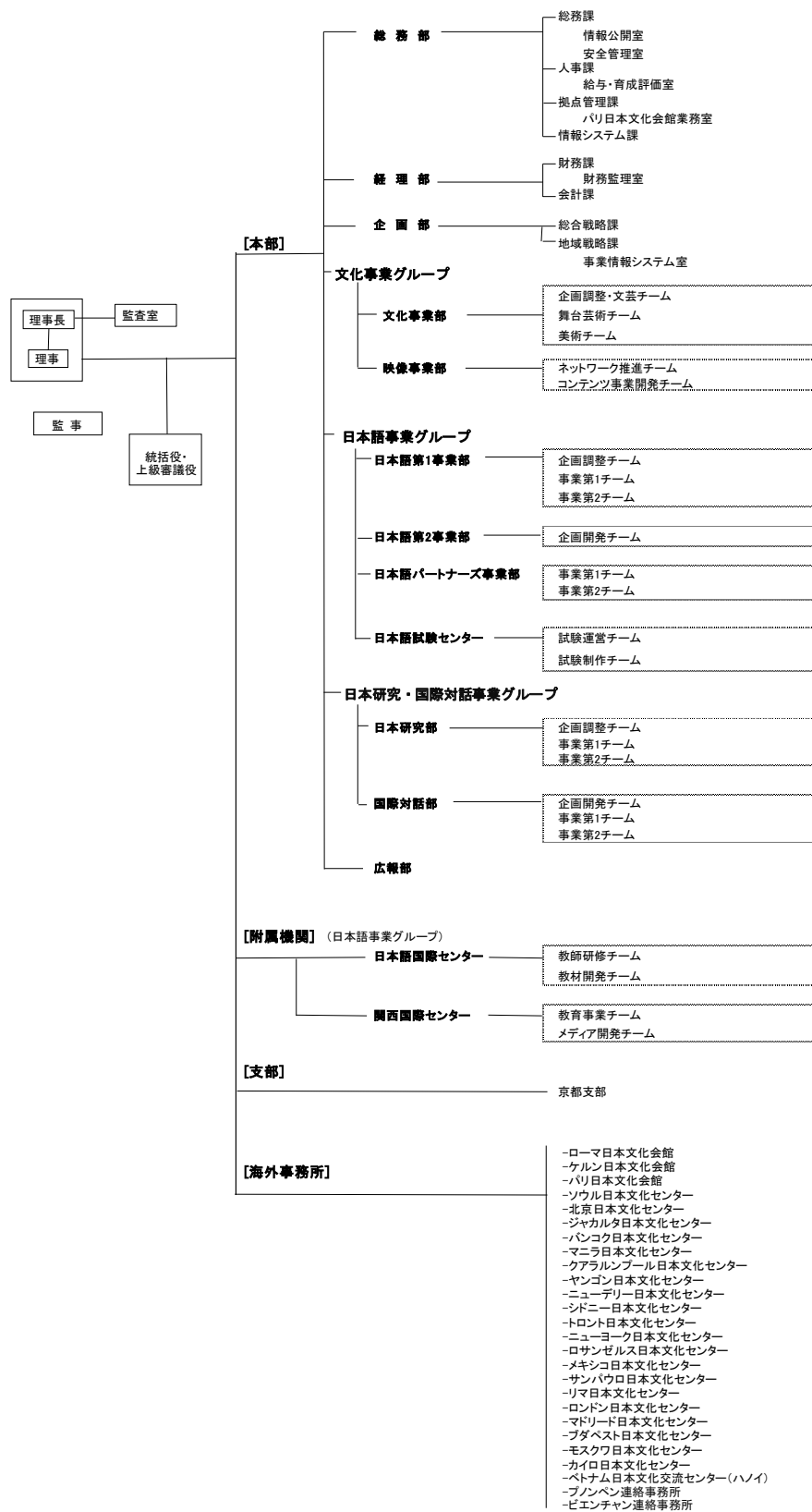
独立行政法人国際交流基金法（平成 14 年 12 月 6 日法律第 137 号）

（３）主務大臣（主務省所管課等）

外務大臣

{外務省大臣官房外務報道官・広報文化組織（広報文化外交戦略課及び文化交流・海外広報課）}

(4) 組織図 (2025 年 3 月 31 日現在)



(5) 事務所所在地 (2025 年 3 月 31 日現在)

ア. 独立行政法人国際交流基金本部
東京都新宿区四谷一丁目 6 番 4 号

イ. 附属機関

機 関 名	所 在 地
日本語国際センター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目 6 番 36 号
関西国際センター	大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北 3 番 14 号

ウ. 国内支部

機 関 名	所 在 地
京都支部	京都府京都市左京区栗田口鳥居町 2 番地の 1 京都市国際交流会館 3 F

エ. 海外事務所

機 関 名	所 在 地
ローマ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Rome (The Japan Foundation)	Via Antonio Gramsci 74, 00197 Roma, Italy
ケルン日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Cologne (The Japan Foundation)	Universitätsstraße 98, 50674 Köln, Germany
パリ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Paris (The Japan Foundation)	101 bis, quai Jacques Chirac 75740 Paris Cedex 15, France
ソウル日本文化センター The Japan Foundation, Seoul	Office Bldg. 2F, Twin City Namsan, 366 Hangang-daero, Yongsan-gu, Seoul 04323, Korea
北京日本文化センター The Japan Foundation, Beijing	#301, 3F SK Tower, No. 6 Jia Jianguomenwai Ave., Chaoyang District, Beijing, 100022 China
ジャカルタ日本文化センター The Japan Foundation, Jakarta	Summitmas II 1-2 F, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62 Jakarta Selatan 12190, Indonesia
バンコク日本文化センター The Japan Foundation, Bangkok	Serm Mit Tower, 10F, 159 Sukhumvit 21 (Asoke-Montri Road), Bangkok 10110, Thailand
マニラ日本文化センター The Japan Foundation, Manila	23rd Floor, Pacific Star Bldg., Sen. Gil Puyat Ave. corner Makati Avenue, Makati City, Metro Manila, 1226, Philippines

クアラルンプール日本文化センター The Japan Foundation, Kuala Lumpur	18th Floor, Northpoint Block B, Mid-Valley City, No.1, Medan Syed Putra, 59200, Kuala Lumpur, Malaysia
ヤンゴン日本文化センター The Japan Foundation, Yangon	No.70 Nat Mauk Lane (1), Bahan Township, Yangon Myanmar
ニューデリー日本文化センター The Japan Foundation, New Delhi	A-13 Aurobindo Marg, Green Park, New Delhi, 110016, India
シドニー日本文化センター The Japan Foundation, Sydney	Level 4, Central Park, 28 Broadway, Chippendale NSW 2008 Australia
トロント日本文化センター The Japan Foundation, Toronto	2 Bloor Street East, Suite 300, PO Box 130, Toronto, Ontario, Canada M4W 1A8
ニューヨーク日本文化センター The Japan Foundation, New York	1700 Broadway, 15th Floor, New York, NY 10019, U.S.A.
ロサンゼルス日本文化センター The Japan Foundation, Los Angeles	5700 Wilshire Boulevard, Suite 100, Los Angeles, CA 90036, U.S.A.
メキシコ日本文化センター The Japan Foundation, Mexico	Av. Ejército Nacional #418 Int. 207, Col. Polanco V sección, C.P. 11560 CDMX México
サンパウロ日本文化センター The Japan Foundation, São Paulo	Av. Paulista, 52 - 3º andar Bela Vista, CEP 01310-900, São Paulo - SP, Brazil
リマ日本文化センター The Japan Foundation, Lima	Calle. Coronel Andrés Reyes 360 N° 503 edificio ONYX San Isidro, Lima 15046, Perú
ロンドン日本文化センター The Japan Foundation, London	101-111 Kensington High Street, London, W8 5SA, U.K.
マドリード日本文化センター The Japan Foundation, Madrid	2a planta del Palacio Cañete, Calle Mayor, 69 28013 Madrid, Spain
ブダペスト日本文化センター The Japan Foundation, Budapest	Oktogon Haz 2F, Aradi utca 8-10, Budapest, Hungary
モスクワ日本文化センター The Japan Foundation, Moscow	-
カイロ日本文化センター The Japan Foundation, Cairo	5th Floor, 106 Qasr Al-Aini Street, Garden City, Cairo, Arab Republic of Egypt
ベトナム日本文化交流センター The Japan Foundation Center for Cultural Exchange in Vietnam	No.27 Quang Trung Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam

プノンペン連絡事務所 The Japan Foundation, Phnom Penh Liaison Office *	#104, 1st Floor of Hotel Cambodiana, 313 Sisowath Quay, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia
ビエンチャン連絡事務所 The Japan Foundation, Vientiane Liaison Office *	ANZ BANK Building 3rd Floor, 33 Lane Xang Avenue, Ban Hatsady, Chantabouly District, Vientiane, Lao PDR

* アジア文化交流強化事業の実施のための連絡事務所

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
資産	87,759	85,796	84,400	127,378	125,021
負債	14,297	10,109	9,214	48,406	46,358
純資産	73,462	75,687	75,187	78,972	78,664
行政コスト	16,435	20,955	17,579	18,331	24,723
経常費用	16,080	20,648	17,247	18,064	24,381
経常収益	16,216	23,118	18,835	22,141	24,178
当期総利益 /損失	148	2,550	2,263	4,089	174

* 単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

（８）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

【予算】

（単位：百万円）

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	11,738	業務経費	20,053
運用収入	919	一般管理費	2,448
寄附金収入	295		
受託収入	58		
アジア文化交流強化基金取崩収入	4,835		
その他収入	4,496		
合計	22,341	合計	22,501

（注１）単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

（注２）収入と支出の差額は、令和６年度からの予備費の繰越（100 百万円）及び寄附金の前受（61 百万円）によるものです。

【収支計画】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	22,616
経常費用	22,615
業務経費	19,923
一般管理費	2,427
減価償却費	265
財務費用	0
臨時損失	1
固定資産除却損	0
減損損失	1
収益の部	22,590
運営費交付金収益	11,290
運用収益	919
寄附金収益	356
受託収入	58
補助金等収益	4,834
その他収益	4,496
資産見返運営費交付金戻入	234
資産見返補助金戻入	0
賞与引当金見返に係る収益	263
退職給付引当金見返に係る収益	140
財務収益	0
純利益又は純損失(△)	△ 26
総利益又は総損失(△)	△ 26

(注)単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

【資金計画】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	39,711
業務活動による支出	22,348
運営費交付金事業	9,707
補助金事業	4,835
運用益等事業	5,381
一般管理費	2,426
国庫納付金の支払額	-
投資活動による支出	4,857
有価証券の取得	4,706
有形固定資産の取得	151
財務活動による支出	2
リース債務の返済	2
国庫納付の支払額	-
次期への繰越金	12,503
資金収入	39,711
業務活動による収入	17,506
運営費交付金収入	11,738
運用収入	919
寄附金収入	295
受託収入	58
その他収入	4,496
投資活動による収入	8,680
有価証券の償還	4,680
有形固定資産の売却	-
定期預金の払戻	4,000
財務活動による収入	-
前期からの繰越金	13,524

(注) 単位未満で四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目と説明

ア. 貸借対照表

現金・預金等	現金、預金、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来する有価証券
その他（流動資産）	前払金、前払費用、未収収益、未収金、賞与引当金見返等
有形固定資産	土地、建物、車両運搬具、工具器具備品など長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	ソフトウェアなど具体的な形態を持たない固定資産
投資その他の資産	貸借対照表日の翌日から起算して期限の到来が一年を超える有価証券、長期預金、敷金保証金、退職給付引当金見返
運営費交付金債務	独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
預り補助金等	貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の使用を予定している補助金
その他（流動負債）	未払金、前受収益等
退職給付引当金	将来の退職金給付に備えて計上する引当金
その他（固定負債）	資産見返負債、資産除去債務、長期預り補助金等
政府出資金	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	民間出えん金等、独立行政法人の財産的基礎を構成
利益剰余金（注）	主に外貨建債券を保有することにより発生した為替評価差益の累積額
評価・換算差額等	将来の外貨建取引に係る評価損益の額

（注1）当法人の外貨建債券運用は、満期保有による利息収入の獲得を目的としたものであるため、単独の決算年度において為替評価による利益、損失のいずれが発生しても、それが直ちに、単年度並びに中長期期間において、業務の実施に必要な財源の増加、減少をもたらすような収益若しくは費用の増加を意味するものではありません。

（注2）当法人の外貨建債券運用は、為替変動により財務諸表上の損益に影響を与える可能性があります。一定規模の外貨払い経費がある当法人において、個々の送金時の為替の影響を抑える効果が期待できるとともに、円貨・外貨建債券において著しい金利差が存在する現状況において、資金運用の効率化に資すると考えられます。こうした方向性は、資金運用に関する理事長以下で構成された資金運用諮問委員会において外部の専門家の助言を踏まえ決定されているものです。

イ. 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

ウ. 損益計算書

人件費	給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
減価償却費	業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
財務費用	リース資産に係る支払利息
雑損	外貨建資産の為替差損等
運営費交付金収益	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	運用収益、日本語能力試験受験料等収益等の収益
補助金等収益	国からの補助金のうち、当期の収益として認識した収益
臨時損失	固定資産除却損
臨時利益	資産見返運営費交付金戻入
前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金を財源とした費用が発生した場合にその見合額を整理するもの

エ. 純資産変動計算書

当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	-----------------------

オ. キャッシュ・フロー計算書

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、財又はサービスの提供等による収入、財又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	増資等による資金の収入・支出、リース債務の返済による支出などが該当
IV 資金に係る換算差額	外貨建取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ホームページやSNS では、国際交流基金のご案内、事業に関する情報等を発信しています。

ホームページ https://www.jpf.go.jp/j/ 国際交流基金の基幹広報媒体として、組織概要、事業内容、最新情報などを総合的に発信しています。 	Facebook・X・Instagram 公式アカウント https://www.facebook.com/TheJapanFoundation/ https://x.com/japanfoundation https://www.instagram.com/japanfoundation/ 最新情報を Facebook、X および Instagram で発信しています。 	YouTube 公式チャンネル https://www.youtube.com/user/thejapanfoundation 国際交流基金の国内外の事業を動画で紹介しています。 
---	--	---

◆パンフレット



<年報>



<事業実績>



<公募プログラムガイドライン>